

## 白山市高校生奨学金支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、教育の機会均等を図るため、学資が十分に確保できない高等学校等の生徒に対し、修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）を支給することにより、有為な人材を育成することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び専修学校の高等課程をいう。
- (2) 保護者 学校教育法第16条に規定する者をいう。

### (対象者)

第3条 奨学金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、高等学校等に在学する生徒
- (2) 学業に励み、その成績が良好であり、かつ、品行方正である者
- (3) 白山市児童生徒就学援助費交付要綱（平成17年白山市教育委員会告示第6号）第3条に規定する就学援助の受給要件を満たすこと。

### (奨学金の額)

第4条 奨学金の額は、生徒1人につき年額6万円とする。

### (奨学金の支給申請)

第5条 高等学校等に進学しようとする者で奨学金の支給を受けようとするものは、高校生奨学金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、高等学校等の第2学年及び第3学年において継続して奨学金の支給を受けようとするときは、学年ごとに当該申請書により市長に申請するものとする。

- (1) 在学する中学校の校長の推薦調書（継続申請の場合は、在学する高等学校等の校長の推薦調書）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出は、奨学金の支給を受けようとする者の保護者が申請者となり、行うものとする。

(審査委員会)

第6条 奨学金の支給者（以下「奨学生」という。）を選考するため、白山市奨学金支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 教育長

(3) 市教育委員会事務局関係部署の職員

4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(奨学金の支給決定)

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、審査委員会の審査を経て、支給の可否を決定し、その旨を高校生奨学金支給決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(奨学金の支給)

第8条 前条の規定による奨学金の支給は、申請者が指定する金融機関の預金口座へ振り込むことにより行うものとする。

(奨学金の返還)

第9条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給の決定を取り消し、又は支給した奨学金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条各号の規定に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により奨学金の支給を受けようとし、又は受けたとき。

(3) 奨学金の支給の目的に反して奨学金を使用したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、奨学金を返還させる必要があると認められ

るとき。

(届出)

第10条 奨学生及びその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに奨学生異動(変更)届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 奨学生が高等学校等を卒業し、休学し、又は退学したとき。
- (2) 奨学生の身分、住所等に異動があったとき。
- (3) 奨学金の受給を辞退しようとするとき。

(その他)

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。